（第二版）（開拓第一年五月九日第三種郵便物認可）　昭和十八年四月三十日（金曜日）　臺灣日日新報　第一九五五四號

# 臺灣日日新報

本日四頁

# 大本營親臨の大元帥陛下

## 【宮內省發表】

# 天長節祭の御儀

## 民一億聖壽の無窮奉祝

【東京發】大元帥陛下御降誕祭（四月二十九日）の當日に相當せられ一億民草こぞつて聖壽の無窮を寿ぎ奉つた天長節の二十九日、宮中三殿に於いては天皇陛下御親祭あらせられて嚴かなる天長節祭の御儀を畏くも執行あらせられこの日恩賜より三級賜爵

# 前線銃後も盡忠の誓ひ

# 畏し　大元帥陛下親臨

## 豪壯・天長節觀兵式

### 空陸に皇軍の精華顯揚

# 奪火鎭總攻擊の火蓋

## 天長の佳節を期して

### 光榮に感激

葉蓬上將謹話

# 海軍大將に任ぜらる

## 武勳の近藤信竹中將

# 皇奉の參與、委員發令

## 新參與、五、新委員十八

# 東姚集を完全占領

## 甘七軍の殲滅迫る

### 敵總司令ら包圍圈內に捕捉

### 西隴海線に輝く戰果

# 行政査察制度實施

## 初の査察使に鈴木岡務相

# 華北蔣軍全的後退

## 今や全く時期の問題

# 共存の大道

## 日華提携

### 谷新駐華大使談

食糧増進　完全消化
内閣情報局

お願ひです。
時節柄　節約して大切にお使ひ下さい。
パピリオ

# 産米政府買入價格
## 銘柄等級別、指定告示

【東京發電】農商省は昭和十八年産米に對する政府買入價格に關し左の如く告示した

一、價格は玄米一石に對する金額を以て表示すること

二、價格は産地別、銘柄別、等級別に之を定め、其の産地、銘柄、等級は別表の通りとすること

三、價格は産地渡とし、運賃は政府負擔とすること

四、價格は昭和十八年産米に適用し、其の買入數量は別に之を定めること

五、價格は昭和十八年四月一日より同十九年三月三十一日迄の間に於ける政府の買入に適用すること

六、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

七、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

八、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

九、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

十、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

十一、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

十二、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

十三、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

十四、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

十五、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

十六、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

十七、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

十八、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

十九、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

二十、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

二十一、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

二十二、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

二十三、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

二十四、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

二十五、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

二十六、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

二十七、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

二十八、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

二十九、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

三十、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

三十一、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

三十二、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

三十三、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

三十四、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

三十五、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

三十六、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

三十七、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

三十八、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

三十九、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

四十、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

四十一、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

四十二、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

四十三、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

四十四、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

四十五、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

四十六、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

四十七、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

四十八、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

四十九、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

五十、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

五十一、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

五十二、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

五十三、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

五十四、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

五十五、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

五十六、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

五十七、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

五十八、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

五十九、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

六十、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

六十一、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

六十二、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

六十三、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

六十四、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

六十五、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

六十六、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

六十七、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

六十八、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

六十九、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

七十、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

七十一、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

七十二、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

七十三、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

七十四、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

七十五、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

七十六、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

七十七、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

七十八、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

七十九、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

八十、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

八十一、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

八十二、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

八十三、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

八十四、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

八十五、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

八十六、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

八十七、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

八十八、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

八十九、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

九十、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

九十一、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

九十二、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

九十三、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

九十四、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

九十五、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

九十六、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

九十七、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

九十八、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

九十九、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

百、價格は政府の買入に適用し、其の賣渡に適用せざること

## 内地の農業團體統合
### 大乘的見地に立脚發足

内地における農業團體統合に關する件は、閣議の了解を經て、一ケ月間に亘る中央並に地方の準備委員會の審議を經て、愈々發足することになつたが、其の要綱は次の如くである

一、農業會は農業者の組織する農業生産團體とし、其の區域は市町村とすること

二、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體を以て組織すること

三、農業會は其の區域内に於ける農業生産に關する指導、農業生産力の擴充に關する施設、農業生産に必要な資材、資金、勞力の斡旋、農業生産物の集荷、販賣、加工、保管、貯藏、配給、利用、農業生産に關する施設の管理、農業者の福利增進に關する施設、農業者の經濟的社會的地位の向上に關する施設、農業生産力の擴充に關する調査、農業者の教育、訓練、農業生産に關する宣傳、農業生産に關する統計、其の他農業生産に關する事務を行ふこと

四、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務を指導し、監督すること

五、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の諮問に應じ、又は意見を具申すること

六、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

七、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

八、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

九、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

十、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

十一、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

十二、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

十三、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

十四、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

十五、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

十六、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

十七、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

十八、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

十九、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

二十、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

二十一、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

二十二、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

二十三、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

二十四、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

二十五、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

二十六、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

二十七、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

二十八、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

二十九、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

三十、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

三十一、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

三十二、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

三十三、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

三十四、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

三十五、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

三十六、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

三十七、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

三十八、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

三十九、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

四十、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

四十一、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

四十二、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

四十三、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

四十四、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

四十五、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

四十六、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

四十七、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

四十八、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

四十九、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

五十、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

五十一、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

五十二、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

五十三、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

五十四、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

五十五、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

五十六、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

五十七、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

五十八、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

五十九、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

六十、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

六十一、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

六十二、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

六十三、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

六十四、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

六十五、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

六十六、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

六十七、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

六十八、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

六十九、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

七十、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

七十一、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

七十二、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

七十三、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

七十四、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

七十五、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

七十六、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

七十七、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

七十八、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

七十九、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

八十、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

八十一、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

八十二、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

八十三、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

八十四、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

八十五、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

八十六、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

八十七、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

八十八、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

八十九、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

九十、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

九十一、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

九十二、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

九十三、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

九十四、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

九十五、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

九十六、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

九十七、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

九十八、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

九十九、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

百、農業會は其の區域内に於ける農業者及び農業生産團體の農業生産に關する事務に關し、行政官廳の命令又は定款の定むる所に依り、行政官廳の委任又は委託に係る事務を行ふこと

## セメント被合
### 併會社評價額

【東京發電話】セメント配給統制會社に關しては昨年來懸案となつてゐたが、愈々今回左の如く決定した

一、會社の資本金は一億二千萬圓とし、其の内訳は小野田セメント製造株式會社の評價額一億圓、浅野セメント株式會社の評價額二千萬圓、日本セメント株式會社の評價額千萬圓とする

二、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

三、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

四、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

五、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

六、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

七、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

八、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

九、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

十、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

十一、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

十二、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

十三、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

十四、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

十五、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

十六、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

十七、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

十八、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

十九、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

二十、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

二十一、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

二十二、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

二十三、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

二十四、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

二十五、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

二十六、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

二十七、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

二十八、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

二十九、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

三十、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

三十一、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

三十二、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

三十三、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

三十四、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

三十五、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

三十六、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

三十七、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

三十八、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

三十九、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

四十、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

四十一、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

四十二、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

四十三、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

四十四、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

四十五、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

四十六、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

四十七、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

四十八、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

四十九、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

五十、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

五十一、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

五十二、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

五十三、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

五十四、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

五十五、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

五十六、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

五十七、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

五十八、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

五十九、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

六十、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

六十一、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

六十二、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

六十三、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

六十四、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

六十五、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

六十六、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

六十七、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

六十八、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

六十九、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

七十、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

七十一、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

七十二、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

七十三、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

七十四、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

七十五、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

七十六、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

七十七、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

七十八、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

七十九、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

八十、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

八十一、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

八十二、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

八十三、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

八十四、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

八十五、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

八十六、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

八十七、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

八十八、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

八十九、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

九十、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

九十一、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

九十二、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

九十三、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

九十四、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

九十五、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

九十六、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

九十七、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

九十八、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

九十九、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

百、會社の設立に際し發行する株式は全部之を現物出資者に割當つること

## 産糖實績
### (三月末) 一千四百八萬餘擔

本島製糖業關係者の最關心事たる二十七年度産糖實績は二十七日總督府殖産局發表の左の通りである

| 會社名 | 原料甘蔗 | 産糖 |
|---|---|---|
| 大日本製糖 | 三、三四一、三五三斤 | 三、三四一、三五三斤 |
| 明治製糖 | 三、三四一、三五三斤 | 三、三四一、三五三斤 |
| 台灣製糖 | 三、三四一、三五三斤 | 三、三四一、三五三斤 |
| 鹽水港製糖 | 三、三四一、三五三斤 | 三、三四一、三五三斤 |
| 東洋製糖 | 三、三四一、三五三斤 | 三、三四一、三五三斤 |
| 新興製糖 | 三、三四一、三五三斤 | 三、三四一、三五三斤 |
| 合計 | 三、三四一、三五三斤 | 三、三四一、三五三斤 |

## 南日本漁業統制會社
### 愈よ近日中に設立命令

南日本漁業統制會社設立のため發起人總會は二十七日午前十時から臺灣水産會議室に於て開催されたが、二十八日午前一時に至るも未だ終了しないので、更に午後一時から續會することになつた

## 米海軍隱し切れず
### 船舶百萬噸の缺損發表

【ワシントン二十七日發同盟】米國海軍省トルーマン次官が發表した二十一日、四二年内の民間船舶喪失高は二十八隻、一千一切の戰爭が終了したので五日中に敵國が撃沈したもの、及び敵國に捕獲されたものを差引いた數字である

## 米政府議會と對立
### 船舶喪失量の出鱈目發表

【ワシントン二十七日發同盟】陸軍當局は海軍當局が發表した船舶喪失數字を以て出鱈目なものであると非難し、ルーマン次官の發表した數字は、陸軍當局の發表した數字と著しく相違してゐるとの事である

## 臺銀券發行高漸減

# 畏し文化動章授賜

## 光榮の伊藤博士ら七氏

【東京發同盟】畏くも去る二十九日天長の佳辰に當り左記の諸氏は二十九日午前十一時から宮中東溜の間に於て親しく勅語を賜はり且つ勳章を授けられた

正三位勳二等　伊東忠太
正三位勳二等　鈴木梅太郎
正三位勳二等　朝比奈泰彥
正六位　湯川秀樹

授文化勳章（各通）

正五位勳二等　德富猪一郎
三宅雄二郎
和田英作

從三位勳三等

# 燦文化創造の功績

## 勳章拜受者十九名に上る

【東京發同盟】畏くも去る二十九日天長の佳辰に當り左記の諸氏は二十九日午前十一時から宮中東溜の間に於て親しく勅語を賜はり且つ勳章を授けられた

正三位勳二等　伊東忠太
正三位勳二等　鈴木梅太郎
正三位勳二等　朝比奈泰彥
正六位　湯川秀樹

授文化勳章（各通）

正五位勳二等　德富猪一郎
三宅雄二郎
和田英作

從三位勳三等

# 決戰に文學も一翼

## 臺灣文學奉公會新發足

# けふ建功神社例大祭

## 幣帛供進使參向嚴修

# 健民は強兵の基

## 一日から一齊に健民運動實施

# 敵反攻の出鼻叩き

## 海鷲神速の毆込み

## フロリダ島沖凱歌高し

# 米英撃ちてし止まむ

# 天長の佳節ぐ壽

## 六百萬の決意燃と焔え

# 州民の協力を要望

## 齋藤嘉北州警察部長談

# 何事にも言行一致

## 吉岡清一氏抱負を語る

# 無敵海軍へ慰問袋

## 女學生らの赤誠

# 健民へ主力を傾注

## 期間中の强調事項決る

# 胸うつ"防人"の勞苦

## 側服の乙女ら赤誠釀金

# 遺難練習生遺家族へ弔慰金

# 第一生命

東京市日比谷

# オリザニン

ビタミンB剤

三共株式會社

# 天長の佳節を奉祝
## み民われの感激新たに

**臺南市** 【臺南電話】大正天皇の御誕辰を迎へ、臺南市では市内各官公衙學校其の他團體は勿論一般市民も擧つて國旗を掲げ、各家庭では赤飯を炊いて祝ふ筈であるが、當日は午前八時より市内各寺院の梵鐘を合圖に一齊に打ち鳴らし、午前九時より市内各官公衙學校其の他團體は夫々式場に於て奉祝式を擧行し、午後は各家庭に於ても祝宴を開き、夜は各戸軒燈を點じて祝意を表する筈である

**宜蘭市** 【宜蘭電話】「ひの出る日は大空の生れ出し日」その日こそ皇軍大捷の日なれば今日は全國民々々の喜びの日にて宜蘭市では午前九時より市内各官公衙學校其の他團體は各團體々々の式場に於て奉祝式を擧行し、午後は各家庭に於ても祝宴を開き、夜は各戸軒燈を點じて祝意を表する筈である

**宜蘭神社で天長節祭**

**羅東街** 【羅東電話】昭和十三年四月二十九日を期して始まつた大東亞戰爭は既に二十九日を期して始まつた大東亞戰爭は既に二十九日を期して始まつた大東亞戰爭は既に